

児童発達相談支援(障がい児相談支援)

0歳から18歳未満の児童の発達に関する相談支援を、市内の社会福祉法人に委託して実施しています。

言葉の遅れやよく動き回る、歩くのが遅い、友達と遊べない、多動などの療育・養育等に関する心配事など、気軽にご相談ください。

相談窓口 P68「子育て相談窓口」の「児童発達相談支援(障がい児相談支援)」「発達相談」の欄をご確認ください。

手当・助成

制度名	受給対象者	窓口
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の在宅の障がい児を養育されている方(原則、児童と同居監護し、生計を同じくしていること) ①身体障がい者手帳1～3級の一部(下肢障がいは4級まで) ②重度、中度の知的、精神障がい ③その他、障がい、疾病により上記と同程度の状態 ※所得制限有り	
障がい児福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満で常時の介護が必要な在宅の方 ①身体障がい者手帳1級または2級の一部 ②最重度の知的障がい、精神障がい ③その他、障がい、疾病により上記と同程度の状態 ※所得制限有り	
重度障がい者医療	重度障がい者の方が医療機関で受診した保険診療自己負担分を助成 ①身体障がい者手帳1・2級を所持している方 ②知的障がいの程度がA判定の方 ③知的障がいの程度がB1でかつ身体障がい者手帳3～6級を所持している方 ④精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方 ⑤特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証を所持し、障がい年金1級相当または特別児童扶養手当1級相当の方 ※所得制限、自己負担あり P29「子ども医療」、P62「ひとり親家庭医療」の対象となる方は、そちらを選択すると自己負担の条件が有利になります。	障がい福祉課 ☎674-7164
自立支援医療(育成医療)給付	障がい児、または障がいに係る医療を行わないとき将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを軽減する手術等の治療に必要な自立支援医療費を支給 ※所得に応じて自己負担有り(一部所得制限有り)	
特別補聴器の助成	18歳未満であって次の要件の全てを満たす者 ①保護者が高槻市内に居住していること ②原則として、両耳の聴力レベルが30dB以上で、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならないこと	
人工内耳装置等の購入、修理の助成	人工内耳を装着している18歳未満の児童に、人工内耳装置又は人工内耳用の空気電池、充電電池、充電器等の購入、修理の費用を助成。ただし、人工内耳装置の購入等に関し、医療保険等の他の給付を受けることができる者を除く。	子育て支援課 ☎686-3032

発達にサポートが必要な児童への支援

相談窓口

子育て相談窓口

名称	内容	受付時間	窓口
妊娠・出産・育児の総合相談(電話・訪問)	妊娠期から子育て期にわたる発育・育児・栄養に関すること	月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分	子ども保健課 ☎072-648-3272
児童家庭相談	0歳～18歳未満までの子育てについての不安やストレス等の相談を受付けています。 ※オンラインでの相談も行っています(P28参照)	月～金曜日 午前9時～午後5時15分	子育て支援課 (子ども家庭まもりセンター) ☎072-686-5431
子育て相談	0歳～就学前までの子どもの食事・あそび・しつけなど子育てに関すること	月～土曜日 午前9時～午後5時15分	子育て支援課 ☎072-686-3030
		月～金曜日 午前10時～午後5時	各市立保育所・認定こども園 ※連絡先はP48・49参照
		詳細は各園へお問い合わせください	各民間保育園・認定こども園 ※連絡先はP48・49、P51参照
		月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分	保育幼稚園総務課 ☎072-648-3273
		月～金曜日 午前9時30分～午後4時	富田子育て支援センター ☎072-648-4115
		月～金曜日 午前9時30分～午後4時 土曜日 午前9時30分～正午	春日子育て支援センター ☎072-673-5211
子育てスマイル相談室(利用者支援事業【基本型】)	子育て家庭(主に就学前)や妊婦に子育てに関する相談情報の提供などを行います。	月～土曜日 午前10時～午後3時	阿武山たつの子 子育て支援センター ☎072-692-0313
		月～金曜日 午前9時～午後3時	聖ヶ丘子育て支援センター ☎072-689-8721
		月～金曜日 午前10時～午後3時	津之江さくら 子育て支援センター ☎072-668-1211
面接教育相談	3歳～18歳までの子どもの教育上の課題や子どもの心理・ことばの発達や不登校などの悩みに関すること	【電話予約】 月～金曜日 午前10時～午後5時 【インターネット申込(簡易電子申込)】 市HPページID:160560 ※初回申込のみ	教育センター ☎072-668-5855
電話教育相談	3歳～18歳までの子どもと保護者の不安や悩みなど教育に関すること	月～金曜日 午後0時30分～午後4時30分	教育センター ☎072-673-0783

※いずれも祝日は行っていません。

相談窓口

名称	内容	受付時間	窓口
児童相談	子どもの養育に関するさまざまなこと	月～金曜日 午前9時～午後5時45分	大阪府吹田 子ども家庭センター ☎06-6389-3526
児童相談所 相談専用ダイヤル	育児・里親・ヤングケアラーなど子どもの福祉に関すること	24時間・365日	☎0120-189-783 (いちばやく・おなやみを)
青少年相談 (面接は電話予約)	小学生以上の教育や子育て、人間関係等に関すること(電話)	火～金曜日 午前9時～正午	富田青少年交流センター ☎072-694-3100
	小学生以上の教育や子育て、人間関係等に関すること(面接)	火・木曜日 午後2時～午後4時	
児童発達相談支援 (障がい児相談支援)	0歳～18歳未満の子どもの発達や行動面等での困りごと、療育に関する相談支援	月～金曜日 午前9時～午後5時	相談支援チェリー・ハート ☎072-668-1931
		月～金曜日 午前9時～午後5時	こども相談支援センターwish ☎072-668-4776
		月～金曜日 午前9時～午後5時	聖ヨハネ子どもセンター ☎072-669-7416
発達相談	0歳～就学前までの子どもの発達に関する悩み等	月～金曜日 午後1時30分～午後5時	めばえ教室 (障がい者福祉センター内) ☎072-674-9282
		月～金曜日 午前9時～午後5時	第2めばえ教室 (うの花療育園内) ☎072-685-3804
ひとり親家庭自立 支援相談(電話予約)	ひとり親家庭等での生活上の問題に関すること	月～金曜日 午前9時～午後5時15分	高槻市立療育園 ☎072-681-6420
福祉のなんでも相談 (コミュニティソーシャルワーカー)	さまざまな福祉に関する悩みなど	月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分	子ども政策課 ☎072-674-7832
身近な福祉 暮らしの相談	さまざまな福祉に関する悩みなど	毎週月曜日、金曜日 午後1時～午後3時 ※午後3時以降は「福祉のなんでも相談」をご利用ください。(午後5時15分まで)	高槻阪急スクエア6F 社会福祉協議会相談室 ☎072-681-8719 ☎072-681-8739 ※電話相談専用ダイヤル (金曜日のみ電話相談可)
ボランティア相談	ボランティアの協力が必要な時	月～金曜日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時～正午	高槻市ボランティア・ 市民活動センター ☎072-661-2202
民生委員児童委員	厚生労働大臣、高槻市長が委嘱する地域で活動している身近な相談相手です。地域の皆さんの生活上のこと、子どものことなどの相談に応じています。		高槻市民生委員 児童委員協議会事務局 ☎072-674-7163
お仕事探しに関する 相談	子育てをしながら就職を希望する方等、仕事と家庭の両立を希望される方へのお仕事探しに関すること	月～金曜日 午前10時～午後6時	ハローワークマザーズコーナー (ワークサポートたかつき併設) ☎072-604-1233

※いずれも祝日は行っていません。

地域子育て相談機関コニアル

すぐそこにある、身近な場所で相談できる地域子育て相談機関です。市内在住の妊婦およびお子さん(◆印の施設は就学前のお子さん)のいる保護者が登録できます。

施設名	所在地	電話番号
庄所子育てすくすくセンター	南庄所町3-3	090-1488-9854
春日子育て支援センター	春日町22-2	072-673-5211
富田子育て支援センター	富田町2-4-1	072-648-4115
阿武山たつの子育て支援センター◆	阿武野2-2-1	072-692-0313
聖ヶ丘子育て支援センター◆	芝谷町19-7	072-689-8721
津之江さくら子育て支援センター◆	津之江町1-37-9	072-668-1211

※開所日時については、直接施設へお問い合わせください。

to protect children

\\もしかして虐待?と思ったら迷わずに通報しましょう!!



児童虐待(の疑い)に気づいたら



子育てがづらいと感じたとき

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたとき

保護者との暮らしがづらいと感じている18歳未満のご本人

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

秘密は厳守しますので安心してご相談ください

緊急のとき 児童相談所虐待対応ダイヤル

いち はや く
1 8 9

こちらでも受け付けてます!

問い合わせ先	受付時間	電話番号
子育て支援課(子ども家庭まもりセンター) (児童虐待等防止連絡会議事務局)	月～金 午前9時～午後5時15分 (祝日、年末年始を除く)	☎072-686-5363
夜間休日虐待通告専用電話 (大阪府吹田子ども家庭センター)	平日午後5時45分～翌日午前9時 および土、日、祝日、年末年始	☎072-295-8737
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	24時間対応	☎0120-0-78310(なやみいおう)
こどもの人権110番(法務省)	平日午前8時30分～午後5時15分	☎0120-007-110

児童虐待とは

保護者により18歳未満の子どもの心(単なる事故ではない)で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や、発育を損なう場合を言います。「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を以下の4つの行為類型に分類しています。

身体的虐待

身体に外傷(打撲傷、内出血などのあざ、骨折、刺傷、やけどなど)を与えることや暴力行為(殴る、蹴る、首を絞める、溺れさせる、逆さ吊りにする、戸外に締め出す、熱湯をかける、異物を飲み込ませる)など

心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的な態度で、子どもに心理的外傷を与える行為。子どもの心を傷つけることを言う、極端に無視する、兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをするなど。また子どもの目の前でなされる家庭内暴力など

性的虐待

性交、性的暴力、性的行為の強要。子どもにわいせつな行為を見せることや、ポルノグラフィーの被写体を強要する、身体に執拗に触れるなども含まれます。

ネグレクト(養育の拒否、保護の怠慢)

- 適切な食事を与えない
- 入浴させない
- 不潔な環境の中で生活させる
- 病気になるまで医師の診察を受けさせない
- 子どもの意思に反して学校などに登校させない
- 乳幼児を家や車中に残したまま外出する など

